

第2回動物愛護管理センター運用体制検討会議 議事録

1 日時 令和4年(2022年)9月5日(月) 13:15~14:50

2 開催方法 ZOOMを用いたWeb会議

3 出席者

公益社団法人北海道獣医師会 会長 高橋 徹

認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会 代表 上杉 由希子

酪農学園大学獣医学群獣医保健看護学類 教授 川添 敏弘

札幌市保健福祉局保健所動物管理センター 所長 千葉 司

指導係長 石橋 佑規

旭川市保健所動物愛護センター 所長 松本 裕紀

市立函館保健所 生活衛生課長 橋野 誠司(代理出席 主査 荒井 利夫)

北海道保健福祉部健康安全局 食品衛生課長 佐藤 吾郎

石狩振興局保健環境部 暮らし・子育て担当部長 工藤 一祥

石狩振興局保健環境部保健行政室(江別保健所)生活衛生課長 富樫 宇一

(事務局)

北海道環境生活部自然環境局自然環境課

自然環境局長 高橋 奉己

自然環境課長 本間 博人

主幹(動物愛護) 田邊 寛樹

主査(動物愛護) 高橋 学察

技師 小野寺 岳史郎

4 発言要旨

(1) 開会

●事務局(本間課長)

定刻となりましたので、ただいまから、第2回動物愛護管理センター運用体制検討会議を開催いたします。本日進行を務めます、北海道環境生活部自然環境局自然環境課長の本間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 挨拶

●事務局(本間課長)

会議の開催にあたりまして自然環境局長の高橋より、ご挨拶を申し上げます。

●高橋自然環境局長

自然環境局長の高橋でございます。第2回動物愛護管理センター運用体制検討会議の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。皆様には日頃より、本道の動物愛護管理行政にご協力を賜りまして厚く御礼をいたします。また本日は御多忙中、この会議にご出席をいただきまして感謝申し上げます。さて、前回、6月3日になりますが、第1回ということで開催をいたしましたこの検討会におきまして、設置にご承認をいただきました地区のワーキンググループですが、これまで7月と8月に、道央、道東それぞれの地区において3回ずつ開催をいたしまして、また併せまして実証事業の実施状況を踏まえながら、各地域における連携体制について検討を行ってきたところでございます。本日の検討会では、このワーキングの検討結果につきまして全道的な視点から、さらに皆様に円滑な連携の方策について、ご議論をいただきたいと考えて

いるところでございます。本日は限られた時間でございますが、皆様に引き続き、オール北海道での動物愛護管理行政の推進のため、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。最後になりますけれども、構成員の皆様には、現在も実施中であり実施事業や、今後のセンター運用におけます連携協働の個別協議などに引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（本間課長）

高橋局長につきましては、業務の都合によりまして退席いたします。どうぞ、ご了承ください。

（3）注意事項

●事務局（本間課長）

では会議の開催にあたりまして注意点を何点か申し上げます。本会議につきましては会議録を作成し、皆様に内容を確認いただいた後、道のホームページに公開させていただきます。発言にあたりましては、挙手の上、司会の指名を受けた後、発言をお願いいたします。発言しないときはマイクをミュート、オフにさせていただきますよう併せてお願いをいたします。本会議は2時間を目処に終了させていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

（4）資料確認、出席者紹介

●事務局（本間課長）

次に資料の確認をさせていただきます。先日、皆様に送付した資料を使用しますのでお手元にご用意をお願いいたします。まず表紙、名簿、会議次第が各1枚ずつ、資料1が2枚、資料2が4枚、資料3が2枚、そして資料4が1枚ありますのでご確認をお願いいたします。

なお、本日の出席者は別紙の名簿のとおりとなっておりますが、函館市につきましては橋野課長様が業務の都合により、荒井主査が代理出席となっておりますほか、本検討会議開催要項、第5の2に基づきまして、道東地区の実証事業の受託者であります、ティアハイム十勝の平賀代表にもご参加いただいておりますので、併せてご報告申し上げます。

（5）議事

ア) 議事1

●事務局（本間課長）

それではこれより議事に入りたいと思います。初めに議事1といたしまして動物愛護管理センター運用実証事業について、現在の実施経過を事務局から説明させていただきます。

●事務局（田邊主幹）

事務局の田邊です。よろしくお願い致します。

資料1をご覧ください。資料ですが、カラーのものを自然環境課のホームページにも掲載しておりますので、後々カラーで見たいという方がいれば、そちらの方をご覧くださいと思います。資料1は、各実証事業者の方からいただいたものを基に、実証事業の経過報告という形で概要の方を作成させていただいております。まず、道央地区についてですが、酪農学園大学様が実施しております。8月31日時点の累計の収容頭数としましては、犬が11頭、それから猫が3頭となっております。共に馴致中であるため譲渡は行っておりませんが、SNSによる飼主募集を開始しております、ホームページについても現在準備中ということです。普及啓発活動としましては、7月2日から3日に大学祭にて愛護団体様と連携した動物愛護の普及啓発の実施、それと8月27日には地元の学童と保護者の方を対象にした動物愛護の教育を実施したところでございます。他の団体との連携についてですが、8月5日から23日において、愛護団体と保健

所と、実証事業の実施やセンターの運用に係る連携について計6回、意見交換を実施したところ
でございます。馴致についてですが、散歩トレーニングやグルーミングを行いまして、犬につ
いてはアイコンタクト、屋外の排泄行動の習慣づけが順調に行われてきているところでござい
ます。猫についても、人馴れによる食欲の向上や恐怖感の低下、それから行動が活発に見られ
てきたというところであります。

次に道東地区をご覧ください。これはティアハイム十勝様が実施しており、8月31日現在の
累計の収容頭数は、犬が7頭、猫が10頭であり、譲渡数は、犬が6頭、猫が2頭、現在飼養頭
数は犬が1頭と猫が8頭、募集数は犬が1頭、猫が4頭となっております。飼い主の募集です
が、ホームページ、Facebook、それからInstagramなどのSNSを通じまして、また8月27
日から28日は譲渡会も開催したところでございます。普及啓発活動としまして、8月4日に適
正飼養啓蒙パネルをホームページ、ブログ、Twitterに掲載し、9月3日、4日には、とかちプ
ラザまつりにも出展をされたということでございます。他の団体との連携についてでございま
すが、6月22日から8月2日において、愛護団体、各振興局、動物愛護推進員、それからドッグ
トレーナーなどと、センターの運用に係る意見交換を計11回、実施したところでございま
す。その他の取組としまして、定例スタッフ会議の実施や、動物愛護看護師による施設内の衛生管理
指導、トリマーによるグルーミング、ドッグトレーナーによる飼養成犬のレッスンや9月、10
月にはしつけ教室も予定しているということでございます。以上です。

●事務局（本間課長）

ただいま事務局から説明した内容につきまして、実証事業者でございます、酪農学園大学の川
添先生、ティアハイム十勝の平賀代表から、もし補足があれば説明をお願いしたいと思いま
すが、何かございますでしょうか。

○酪農学園大学 川添教授

私たちのところでも、ほぼ2頭以外、全頭グルーミングというか、シャンプー、1頭に関して
は2回シャンプーが終わっています。その場で糞尿してしまい、汚れてしまうので、今後も、な
るべく積極的にグルーミング等は実施していく予定です。報告入れていなかったもので、よろしく
お願いいたします。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。平賀さんから何かございますか。平賀さんどうぞ。

○ティアハイム十勝 平賀代表

特に確定ということではないのですが、昨日、一昨日と「とかちプラザまつり」に参加させて
いただきまして、大変たくさんの方が私どものブースに訪れていただきました。3頭ほど声をか
けていただきまして、まだ確定ではないのですが、3頭ほど内定という形になっております。追
加のご報告は以上でございます。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。それでは皆様から、ただいま説明した内容、また補足説明あり
ました内容につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。特になければ次の議
題に進めさせていただきますが、後ほど、全体を通して、またお伺いすることがありますので、
もし、また実証事業の件についてお伺いしたいことありましたら、そのときをお願いをしたいと
思います。

イ) 議事2

●事務局（本間課長）

それでは次に議事2といたしまして、地区ワーキンググループ会議の概要について、事務局か
ら説明させていただきます。

●事務局（田邊主幹）

議事2としましてワーキンググループの概要について、資料2をご覧ください。4枚構成となっております。

まず、資料2の1枚目については、第1回の検討会から、それぞれの地区のワーキンググループにおける作業内容について整理したものでございます。第1回の検討会におきまして、地区のワーキンググループの設置について検討会の皆様方からご承認をいただきました。ワーキンググループの議論のたたき台として、それぞれのワーキンググループのメンバーに対して、センターの運用時における各団体が連携できる内容、つまり連携の資源や、連携にあたっての課題や対応についての事前調査を実施しました。その調査結果や、実証事業の実施状況を踏まえまして、3回のワーキンググループにかけて各団体との連携に係る課題の対応を整理し、最終的に地区の連携体制について取りまとめを行いました。その結果については地区の連携体制案として資料3に示しておりますので、後ほど説明いたします。

資料2の2枚目につきましては、ワーキンググループの中で、連携課題の中でも地域の課題として整理したものです。まず道央につきましては、これは新興感染症対策として、感染者のペットの一時預かり、それから検査等の実施について、関係者等への感染予防や動物の取扱いに専門的な知識や技術が必要であることから、獣医系の大学、北海道獣医師会、それから行政が緊密に連携を図れる道央地区が主体となって対策を進めていく必要があるということです。対応として、獣医系大学や獣医師会と連携して、隔離場所の確保や専門スタッフによる飼養、各団体や他の地区への技術指導を実施するということが確認されております。次に道東につきましては、1つ目として動物の搬送について長距離輸送が必要な場合、動物の健康状態や動物福祉に配慮した搬送を行う必要があるということ、その対応としまして、中継地点を設けて、引継ぎの時の情報連絡票により犬猫情報の伝達を行う。搬送管理票を使用して、搬送時における犬猫の管理状況を記録する。それと、ペット輸送を行っている民間事業者の活用などが考えられます。2つ目としては、ボランティア等の人材が不足しているということ。その対応としまして、動物愛護推進員の活用、ボランティア養成講座の開催や地域のボランティア意識の醸成などを図ること、また、譲渡会運営も支障が生じる場合もあることから、愛護団体や獣医師会と連携しながら、民間、個人などからも協力を得て、休日に譲渡会を開催するなどして、運営スタッフや会場を確保することが考えられます。

次に資料2の3枚目、4枚目をご覧ください。課題対応の整理の中であった、ワーキンググループのメンバーからの意見を取りまとめた概要となります。項目別に分けてまとめております。まず一番上の運用体制について、連携において現場がうまく機能できるよう、センターの調整機能と運用体制の整備ができる組織が必要。災害発生時において、センターにおける被災動物の受け入れ機能、それから対応が必要。センターの事業活動を多く道民に周知し、理解していただけるよう、事業の見える化が必要である。団体との連携において、連携先とする愛護団体の条件を定め、行政が管理状況、飼育状況を把握できる仕組みが必要。センター運用に係る各団体との連携確保について、人材、活動内容やその収容状況、それと対応可能な時期などの実情を踏まえる必要がある。円滑な連携体制を構築するためにも、小さな事案から相談、協力できる関係性と連携対応の積み重ねが必要。ボランティアの活用において、まず、ボランティアについては地域ボランティアの育成と能力に応じて活用し、個別対応できるボランティア制度の仕組みが必要。動物愛護推進員については、動物愛護行政を理解し、人柄を把握できる動物愛護推進員を一層活用することとして活動範囲を細分化のうえ、幅を広げたらよい。搬送において動物への負担、運転者の安全管理を考慮し、関係団体、行政との共同体制として中継が必要。これは長距離輸送を想定しております。次のページに移りまして、飼養において、大学との連携による避妊去勢手術は、年間を通じた仕組みが必要。収容動物の健康観察や感染症の有無の確認が必要。収容施設内の感染予防、蔓延時の対応を定める必要がある。飼い主探しにおいて、行政ホームページについて犬

猫の詳細情報を一元化すると、一層の飼い主探しの効果が期待できる。譲渡において、遠方からの希望者に対して、近隣のセンターとか振興局で、事前面談やヒアリングができる仕組みが必要。人馴れしない犬猫について、社会化トレーニングや馴致をしてから団体に引取った方が譲渡のハードルが下がる。譲渡後も飼い主へのフォローアップを行う連携体制が必要。次に多頭飼育事案について、道、市町村、愛護団体との連携が必要。多頭飼育事案に係る不妊手術の実施の仕組みが必要。野良犬猫対策については地域問題であることから、市町村が主体となって、飼い主募集や収容場所を設けるなどの自立した対策を講じるべき。酪農家、農家、郡部に対して適正飼育を含めた動物愛護に係る普及啓発や野犬を生み出さない環境改善を進めるためにも、酪農家を訪問している獣医師、農協などを巻き込み、地域対策ができるような場の設置が必要。またTNR活動を進めることにより、地元の理解が深まり、飼い主不在猫の譲渡が進む。以上でございます。

●事務局（本間課長）

ただいま事務局から説明をしたとおりですが、先ほど局長の高橋よりご挨拶があったとおり、第1回の検討会議で承認いただきました地区ワーキンググループについては、7月と8月にかけて、3回、各地区でワーキンググループを開催し、その会議の中でご意見いただき、後ほど説明いたしますが資料3で、連携体制をまとめさせていただきました。ワーキンググループの概要です。資料3の説明をした後、まとめてご意見、ご質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ウ) 議事3

●事務局（本間課長）

それでは議事の3といたしまして動物愛護管理センターの運用体制について事務局から説明させていただきます。

●事務局（田邊主幹）

資料3につきましては先ほども説明したとおり、ワーキンググループの課題対応の整理を踏まえ、各団体から確認したセンター運用時における連携体制をまとめたものであり、資料4についてはそれを図示したものを目で見えるような形にしております。まず資料3についてですが、センターの運用時における連携項目に対して、各団体との連携できる内容、つまり先ほど申した資源について整理したものでございます。ただし、これらの連携確保については、人材とか、団体の活動状況、それと対応可能な時期などの実情を踏まえる必要があります。記載されている内容については、全ての団体が一律適用されるわけではないということに留意していただければと思います。

資料3の道央地区の連携体制案をご覧ください。1個ずつ説明するとボリュームが多いので、獣医師会、愛護団体、それと獣医系大学において、個別的に連携可能な内容について説明した後、各団体の共通の連携内容について説明する流れで説明します。まず、獣医師会についてですが、搬送、それから飼養時における負傷動物の治療、それと避妊去勢手術。それと多頭飼育、野良犬猫対策における避妊去勢手術。新興感染症対策における感染者ペットの一時飼養、市民フォーラムの開催について連携が図れるものとして確認しております。次に愛護団体ですが、搬送・飼養時における緊急事案における猫の搬送、ボランティアの派遣、しつけの実施、授乳が必要な子猫等の飼養、譲渡が進まない犬猫の引取り。譲渡における譲渡前の飼い主講習会。人材確保・育成におけるボランティアの確保と育成、それからセミナー。それと多頭飼育事案における適正飼育指導に、引取り、それから緊急収容場所の確保。野良犬猫対策における捕獲や搬送、適正飼育指導、引取り。TNRについても連携が図れるものとしております。獣医系大学ですが、搬送・飼養時における避妊去勢手術、それと身体検査、介護治療等、学生ボランティア派遣、しつけ等の実施。人材確保育成における獣医学生等の育成・セミナー。多頭飼育事案における避妊去

勢手術、緊急収容場所の確保。野良犬猫対策における避妊去勢手術。新興感染症対策における検査の実施、感染者ペットの一時飼養、市民フォーラムの開催について連携が図れるものと確認しております。それぞれの団体として共通として連携が図れるものとしましては、例えば、その飼い主探しにおけるSNSとか、ホームページによる周知、譲渡会の開催支援、譲渡後のフォローアップ。普及啓発に関しては、適正飼養、動物愛護推進イベントの共同開催。ペット由来感染症の予防啓発、新興感染症発生時における普及啓発などがあります。

これらを体系的に図示したのが資料4になります。資料4をご覧ください。上に書いている横表ですが、法で定めるセンター業務については、犬猫の引取り・譲渡等、愛護管理に関する広報・啓発、愛護及び適正飼養に関する業務について、北海道の広域性、それから地域状況に応じて、各関係機関との連携体制を構築の上、センターの運用を図ることとしまして、北海道動物愛護管理センターとのステークホルダーとなる関係団体、それと、資料3で整理した各連携事項についてまとめております。地域によって関係機関の活動資源が異なるため、ここに書いている赤字については道央地区のみとなっております。市町村とボランティアにつきましても、ワーキンググループにおける議論の中で連携が重視されていることや、動物愛護管理行政に関する事務に関しまして、道と市町村の役割分担というのが平成13年に確認済みであることを踏まえて、連携可能と判断される内容について記載しております。これらの連携項目については、譲渡会の開催や、普及啓発事業など、すでに連携が構築されているものとか、それと避妊去勢手術の実施や、譲渡会のフォローアップ活動など、これから連携を図っていくために検討が必要なものについて、また今後連携先となる団体等の人材や、活動状況、それと対応可能時期などの実情を踏まえまして、どこまで道と連携が可能か、個別に協議や確認が必要なものと考えております。以上です。

●事務局（本間課長）

ただいま事務局から説明した内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。説明が端折って大変申しわけございませんが、先ほど申しました地区ワーキンググループで各関係者の方から、ご意見いただきまして、それぞれ連携項目ごとに整理をさせていただきました。実際のところ、保健所や振興局と、関係機関で連携をされておりますが、改めてセンター設置後、こういった形がよろしいかと言う形でお伺いしたところ、こういった形で取りまとめさせていただきました。ここに書いてあるのは、先ほど申したとおり、全て行うということではなく、あくまでも各団体様の可能な範囲でご協力いただけるというような形での整理ということで、改めて申し上げたいと思います。それではこの件につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

○北海道獣医師会 高橋会長

収容の時に気になっていることが1つあるのですが、その辺のところをどういうふう、特に暴れ出す猫の取扱について。犬の場合は、たぶん今日ここにいる人たちは、どなたも必ずうまくコントロールできているはずですが、猫の場合は最初、「捕まえた、さあどうしよう」というときの暴れ具合を皆さん見たことあると思いますが、そのときにそういう猫に対して、何か良い方法を使って、少しでも落ち着かせて預かっているか、もしくは、それができているか。やってうまくいった事例があったら教えてもらいたい。これをはっきり譲渡希望者に言わないと、「慣れれば大丈夫だから」というわけにはなかなかいかない部分があるし、その辺のところ、もしどなたか良い案があったら、こういうところを出していただくと、よろしいかなというふうに思って今日来たのですが、よろしく申し上げます。

●事務局（本間課長）

ありがとうございます。この件についてご回答できる方はいらっしゃいますか。江別保健所の富樫課長、現場でこういった対応されているか、もしありましたらご説明いただけますでしょうか。

○江別保健所 富樫課長

正直、これという方法はなくて、その子その子で違うわけですね。恐怖から暴れる子もいれば、本当に攻撃的で暴れる子もいれば、あとはその年齢によっても違いますし、だから、何かこの方法でというのは基本的にはないのですが、できるだけその子が落ち着ける環境においてあげる。例えば過度に明るくしないとか、他の動物、犬、同じ猫同士も含めて見えないようにするとか、お世話する人も含めて距離を置くとか、そういったことで、保健所ではやっていますが、何か使えるものとか資源も、例えば薬のようなものも何もないものですから、環境で何とかしてあげるということに気を使っております。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。実際、実証事業で猫を引取っているかと思いますが、川添先生、かなり苦勞されたということを知っておりますので、その辺のお話はできますでしょうか。

○酪農学園大学 川添教授

お預かりしている2頭に関しては、随分と状態は良くなっています。多少興奮したりしてもその直後、もうケージの中が落ち着く状態なので、検査したりした後、入れた後もすぐご飯食べられるようになったりはしているので、おっしゃったように環境はとっても大事ななと思っています。あとニャン友さんに3日前ぐらいに来ていただいて、学生のご指導いただいたのですが、その中では、ある程度環境に慣れていることが多分前提だと思うのですが、ある程度慣れてきたら、しっかりとさわってあげるってことですね。攻撃をするときには棒みたいなのを先にブラシがついているようなもので、一生懸命なでてあげて、その子が喜び場所を探してあげる。「とにかく接することが大事なんだ」というのをおっしゃっていました。今私たちもそれでトレーニングを入れているところです。やはり難しいと思いつつも気長にやるしかないねというところで頑張っています。以上です。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。あと他でお話できる方いらっしゃいますでしょうか。なかなか捕獲時に大変だと思いますが、逆に言えば、捕獲すらも難しいという状況もあるかと思いますが、実際に活動されている札幌市さんとか、函館市さんの方とか、あと旭川市さんで、TNRの活動とか地域猫に対する対応で、何かお話できることがありましたら、お願いできますでしょうか。

○旭川市 松本所長

今は猫の関係ですと、皆様のご意見もあったように猫の飼養については、これという特別な対策というのはなかなか難しいような感じで、日頃の飼養者の方が結構接して行って、だんだん人に対して警戒心を少しずつ解いていっているというような状況なのかなという感じはします。あとTNRとか、その取組みの中ということなのですが、基本的には捕獲については、市では、職員が行って、その場で捕獲するというのはほとんどできないものから、檻を地域の方に貸し出して、それで捕獲をしてもらったということで、我々がそれを引取りに行って、手術をしてまた地域に戻すというような取組みをしておりますので、行ってすぐに捕獲ですとか、そういった部分は難しいのかなというような感じです。以上です。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。あと札幌市さんとか函館市さんで何かお話できますでしょうか。

○札幌市 千葉所長

札幌市です。前提になっているのが、札幌の実態とかけ離れていて、よくわからないところもあったのですが、今、旭川市さんの方でおっしゃったとおり、似ているお話になろうかと思うのですが、TNRの場合、その飼い主さんが、おそらくじゃないですね、もう明らかにいないことについて、町内会さんの方に確認していただいたうえで、町内会さんの方で捕獲なりして、それ

で場合によっては関係機関、関係の団体さんとかも含めて、手術をした後、元に戻す、元いた場所に戻すということになるかと思うので、人馴れしているかしていないか、そこまでもっていくかもっていくかないか、ということまでは我々具体的にはタッチしてないところですよ。人馴れしていない猫であっても、どうもその周りでやんちゃしているような子がいるのであれば、それについては避妊なり去勢なりをした後、そこにリリースするということになるので、あまり人馴れさせる必要がないとまでは言わないまでも、そこまでの必要性とかというのは、私どもとしては考えていないと言ったら語弊がありますが、そのような状況です。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。函館市さん、ありますか。

○函館市 荒井主査（橋野課長代理）

こちら、橋野生活衛生課長代理の荒井といいます。よろしくお願いします。函館市は特段の取組みというものはしていないのですが、搬入された猫については、取扱いの数が少なくなってきたこともあります。できるだけ、先ほど酪農大の先生おっしゃったように長い時間かけて、1頭1頭できるだけ人馴れできるように、手をかけるということで、長期を少し前提にして馴化していくというような取組みを行っているところです。以上です。

●事務局（本間課長）

ありがとうございます。そうしましたら、愛護団体を代表して、しっぽの会の上杉さん、猫に関してなのですが、高橋会長の質問に対してお答えできますでしょうか。

○しっぽの会 上杉代表

野良猫や凶暴性がある猫を保護した場合の対応では、環境が変わると一時的に状況が悪くなることはありますが、落ち着ける環境を用意し、1頭1頭、性格や行動を観察しながら工夫しています。試行錯誤しながら進めていますので、この方法が特におすすめと言えるものではありませんが時間が必要だと思います。

●事務局（本間課長）

ありがとうございます。今、皆さんからお話いただきましたが、高橋会長、どうでしょうか。難しいテーマをいただいたわけですが。

○北海道獣医師会 高橋会長

僕も大変苦労しました。開業したすぐの頃は、もう手は傷だらけになりました。なんでこんな子猫が、ここまで自分の手をかじるのだらう、引っかくのだらうとか思っていたのですが、何が一番大事かと言えば、まずその猫、特に猫も犬もそうですが、自分の顔と自分のにおいを絶対嗅いでもらい、そばに来られるかどうか。もしそばに来るような猫だったら、絶対こっちの勝ちです。なぜかと言えば、食べ物を僕らが持っているわけですから。そういう子にはどんどん食べてもらったら全然違うのではないですか。ただ、僕も失敗して1回関節だめにして治りましたが、そのときにそばに来たら言うこと聞いてくれると思ってしまうと本当にとんでもない怪我をするので、その辺のところ飼養に携わる方に、馴れていない子だからと教えてあげて、まずさわらないで、食べることきちんとさせてから、次の馴致に進んでくというのを表に書いていった方がいいような気がします。そうでないと、みんながいつも同じ人が見るわけではないので、その表を見れば、この猫は飛び上がってかじってくる、もしくはひっかくことがあるよということが共有できます。数日間、ひっかく子のそばに必ず、肉でも魚でもいいので同じものを置いて、何が好きか見てあげた方がいいのかなと自分では勝手に思っています。特に今、大学でも学生さんをお願いしているいろいろやっているとありますが、これぐらいなら大丈夫だと思った瞬間に怪我することがありますので、その辺のところは、我々も含め、学生さんやボランティアの人たちにもそのことだけはしっかり話をしながらやっていき、絶対に事故を起こさないで、逆にゴロニャンとそばに来られるような性格を見つける、何が好きなのかっていうのを我々が見極めてやるのが大事だと思います。そのことだけでできれば、見に来た人たちにお話しして、無理に食べ物をあげな

いで、食べなかったら近くにおいてというような対応をすれば、近くにいる人たちはあの猫どうしているかなと見に来てくれます。そしてニャーンと鳴きながら、自分あげた餌を食べてくれるようになれば、もう大丈夫だと思います。だからそういうことを我々もしてかないとね。喧嘩したりして傷があるから、かじられたらだめということだけではなく、どうやったら自分の意思で食べていかせてやることができるかということ、特に子供たちがたくさん来たときなどに教えてあげることは、大事ではないかなと思います。ひっかき猫やかじる犬がいると困るので、これをやっていかないと。本当に腹立つことあるかもしれないけど、僕がよく言うのは、自分の性格直すのにも良い機会になったと思うので、ぜひ試してみてください。1回や2回ではだめです。1ヶ月はやってください。

●事務局（本間課長）

ありがとうございます。引き続きまして上杉さんにお伺いしたいと思いますが、実際に活動されている中で、今、高橋会長のありました、そういったノウハウもお持ちだと思いますので、そういったことの連携なりとか、あと団体として、連携できるその仕組みづくり、それから連携確保に係る個別対応というのですかね。そういった実際活動している方、ボランティアをセンターに派遣するとか、そういったような形で、うまく連携できるかなと思うのですが、愛護団体としての連携っていう形での考えていることからお話できますでしょうか。

○しっぽの会 上杉代表

連携についてなんですが、今までの事例ということでもよろしいでしょうか。

●事務局（本間課長）

はい。お願いします。

○しっぽの会 上杉代表

最近では、振興局さんと一緒に、犬の多頭飼育の案件に関わりました。その案件では酪農学園大学さんに混合ワクチン接種や血液検査等をしていただき、そのデータを参考に不妊手術を実施しました。官民学が補い合って協働で問題解決に向かうことが出来たと思います。愛護センターが運用された時には、ボランティア登録制度のシステムを作ると、何が出来るか、どんな形なら参加できるか分かりやすくなり、センター側でも対応しやすくなると思います。

●事務局（本間課長）

ありがとうございます。地区ワーキンググループの中でも、酪農学園大学の川添先生もお話したとおり、それぞれ関係機関と補完し合うというか、強みを生かしながら、いかに動物福祉に配慮した活動ができるかというのが重要と聞いておりますので、ぜひともセンター化におきましては、そういったことをきちんと整理できるように形を進めていきたいと思っておりますので、個別の話については、今後そういった体制が整った後で、それぞれお伺いしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは続きまして、川添先生の方から今回の連携体制について、一応獣医系大学という形で整理させていただきましても、まず獣医学教育の中でのシェルターメディスン等の取組みとの連携について、お話ありましたらお願いできますでしょうか。

○酪農学園大学 川添教授

ありがとうございます。大学は、比較的人員がすごく豊かに見えるように見えますし、いろんなことができそうな気がしますが、保健所で引取った犬猫の取扱いについて学内規定に則った取扱いができるのか、新たなルールを作る必要があるのか、その都度検討するなど結構大きな作業があります。また、教育の中に落とし込んで、こういう形で教育やっていきますよというプログラムを作っていかなければならないということにも私たちも気づかされました。今のところシェルターメディスン委員会というものを大学内で立ち上げて、いろいろな課題に対応できるような形を作りたいということで今取組んでいます。その一方で学生という素晴らしい資源はありますので、そこの部分をどうやって協力し合ったりしながら活用していくのか、良い教育をしながら

らであれば、すばらしい資源になっていくと思いますので。今のところはそういうふうな感じで考えています。

●事務局（本間課長）

ありがとうございました。そうしましたら、現に愛護センターがございます、札幌市さんと旭川市さんの方でお伺いしたいと思っておりますが、センター業務の中で愛護団体やボランティアとの協働について、どういった対応をされているのかということで、お話いただけますでしょうか。まず札幌市の千葉所長、よろしくお願ひいたします。

○札幌市 千葉所長

札幌市におけるその市民ボランティア等についての関わりについて、お話をさせていただければと思います。

○札幌市 石橋係長

私、石橋の方からご説明させていただきます。札幌市では、現在大きく分けて4つの制度で、市民の皆さんの協力をいただいているという状況です。

1つが動物愛護推進員、これは法律で定められているものです。

もう1つが動物愛護ボランティアというものになりまして、これは活動としては3つに分かれて啓発活動をする。主に我々がやるイベントのお手伝いなんかをしていただくボランティアさん。教育ボランティアさんというのは、「どうぶつあいご教室」という幼稚園にまわって、動物との接し方であったり、そういったことをお話しするっていう事業があるのですが、そういった場での補助ですね。あとはケアボランティアという形で、これは収容動物のトリミングですとか、そういったものをやっていただくという。この3つを総括して動物愛護ボランティアという名前で呼んでいますが、そういった制度がございます。

それとは別に、センターで収容された犬猫の引取りをしてくださっている保護ボランティア、通常センターからの譲渡というのは、終生飼養という形が前提になるわけですが、この保護ボランティアさんに関してはその次の方につながる橋渡しをするということを前提として、お渡しをするという形の制度になっています。特に生後間もなく、自力採食ができない、まだお乳が必要だとかというそういう状況の子などは、なかなかセンターのリソースで管理をすることが難しいものですから、ミルクボランティアを抱えておられる愛護団体さんをお願いをして、ケアをしていただいているという形になっております。

最後に4つ目として災害時の動物救護ボランティアということで、災害時のいろいろな役割というのは、動物愛護推進員さんも担っている部分はあるのですが、それを補完するような形で、災害時動物救護ボランティアという制度を設けております。災害発生時に避難場所に避難したペットに対して支援物資を運搬していただいたり、その避難所における動物の世話を支援していただいたりということを想定して作られているものなのですが、平成30年の胆振東部地震の際も、帰宅困難者のペットの一時預かりなどをしていただいているという形になります。

こういったその4つの市民ボランティア制度とまた別に、市民団体登録制度というものも2019年に作られまして、市内で動物愛護管理の推進に関する活動を行う主に普及啓発だとかそういったことが中心になりますが、そういった団体さんと連携していろいろ取組みを実施することを目的に作られた制度になっております。これはある程度安定的な活動ということが必要にもなってくるので、個人ではなくて団体としての登録をしていただくということで、団体として登記がされている必要があったりとか、役員さんの名簿であったり予算、決算そういったものをご提出なんかもいただいているところです。取組みの内容についてはこちらの方の資料に書いてあるとおりですが、先ほどの動物愛護ボランティアの部分も同じなのですが、なかなかコロナのこともあって、この数年間、積極的な活動がしづらいという状況もあるものですから、あまり実働としては、まだまだこれからという状況です。

最後に、市民というよりは大学との連携という観点ですが、北海道大学獣医学部さんと連携

協定を締結させていただいております。2018年のことです。協定の中で謳われている連携の内容としてはこちらの(1)から(6)に書いてあるものということになるのですが、こちらの方から講師を派遣して学生たちの教育、そういったものにお手伝いをさせていただいたりとか、もしくはTNR活動、もしくはその収容されている犬猫の避妊去勢なんかも、学生の実習の一環という部分もあって、ご協力をいただいたりしているような状況になっております。私からは以上になります。

●事務局（本間課長）

ありがとうございました。

○札幌市 千葉所長

以前もお話させていただいたかもしれないのですが、協働という考え方、何でも全て役所の方がやらなければならないという時代ではないのかもしれないかもしれませんが、いろいろな方々にご協力いただきながらうまくまわしていきましようという考え方が、最近の主流なのかなと思うのですが、以前このお話をさせていただいた時に、高橋会長なり上杉さんの方から、「いやいやそのようなことは気にしないでいいよ」とのご意見をいただいたところであるのですが、私としては本当に心苦しいと言ったら何なののですが、皆さんのご協力いただきながら何とかまわしている。

逆に我々の立場からすると、皆さんにご協力いただいているところに甘えがないか、無償の労働者として何か負担をかけてないかというところが非常に不安と言いましようか、心情的には持っているところもございます。損得ではないのですが、皆さんの方に何かしらその負担というのでしょうかね、その部分が非常に大きかったりすると、なかなかうまくいかないのかなと思うところもございます。先ほどお話の中に、北大の獣医学部との連携の話がありましたが、これについては、ウィンウィンとかという意味ではないのですが、我々のところでは避妊去勢といっても、なかなかその手間隙、時間的な職員の活動も含め職員が担うことが厳しいところもあるので、北大さんの方をお願いしたりとかということもあります逆に大学さんの方は、実際に犬猫に関して市民の方がどんなふうに困っているとか、どんな苦情が役所の方に寄せられているとか、そういったところというのはなかなか大学だけだとわかりにくいところも、もしかしたらあるのかもしれないので、「僕らのところにはこんな苦情が寄せられていて、こんな対応しているのですよ」という話は行政の方からはできるところです。そういった意味で非常にうまくいっているところではあろうかと思うのですが、本当にそのボランティア、先ほどお話ししました市民ボランティアさんですとか、避妊去勢の部分についての獣医師会さんですとか、そういったところについては大変心苦しいところがいっぱいあったりしまして、それがデメリットとまでは言わないまでも、ボランティア制度というものを考えていくときに、我々も今後も含めてなんですが、いろいろ考えていかなくはいけないところなのかなというふうに思ったりするところがございます。以上でございます。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。そうしましたら、旭川市さん、お願いできますでしょうか。

○旭川市 松本所長

旭川市の動物愛護センターは、外部団体との連携ということで、まずは地域の上川獣医師会との連携ということで、こちらが一応委託をさせていただいている部分もありまして、その委託内容は犬の登録ですとか、鑑札の交付、こちらは上川獣医師会に加盟されている動物病院でこちらの方を代行いただいております。あと併せて同じく狂犬病予防注射の接種済み票も交付しているのですが、こちらも獣医師会さんを通じて動物病院さんで交付するというので、これも委託で行っております。あと基本的に動物の治療などは、こちら自前でやっているのですが、市民の方が、たまたま負傷された動物を見かけて、そのままうちの施設が空いてない週末ですとか、夜中だと思いますが、直接、近くの、最寄りの動物病院に持ち込まれる方がいらっしゃって、一般の方が、要するにそういった持ち込まれた動物を治療する場合の治療費の委託ということで、こち

らの方を受け負ってもらっております。あと協力ということで動物愛護フェスティバル等の開催において、飼い主さんの相談会なんかを獣医師会を通じて、当日獣医師さんの派遣などもお願いをしているところでございます。

2つ目は愛護団体ということで、連携といえば団体譲渡ということで、市内25団体程度、二次譲渡というのでしょうか、再譲渡の関係で認定ということでさせていただいております。これにつきまして、譲渡について二次譲渡の個人の方に対する講習会の実施を併せて実施してしたりさせていただいております。そういった形での連携ということで、実施をしております。あとボランティアにつきまして、大きく法律上の動物愛護推進員さん、動物愛護ボランティアさんとミルクボランティアさんと大きく3つあるのですが、動物愛護推進員さんにつきましては、飼い方の相談ですとか、しつけ教室ですとか、先ほど申し上げましたフェスティバルのお手伝いですとか、あと過去に多頭飼育崩壊のアフターなんか、こちらの方々にご協力をいただいたりとかしております。動物愛護ボランティアさんというのは、こちらの動物愛護センターは、市民の方が自由に見学できるということで、今はコロナの関係で予約制だとか、かなり限定的になっておりますものから、実際ボランティアさんに来ていただくというのは、このコロナ以降は、なかなか職員で対応できているということで、依頼をしてないのですが、基本的にそういった施設見学に来られた方の対応ということで、動物愛護ボランティアさんというのがおります。あとミルクボランティアさんは、離乳前の猫などがこちらの方に収容された場合に、離乳完了するまでご自宅でケアを、飼養していただくということで主に3つのボランティアさんと連携をしております。大学につきましては、残念ながら近くに獣医学部のある大学がないものですから、協定等はありません。旭川市の場合は、今、職員の獣医師4名配置されているということで、1人は動物病院にも勤務経験もある獣医師だとか、今年は動物園からも移動してきた獣医師も、他県で臨床なんかもやっていたというところでもかなり臨床経験豊富な獣医師が2人おりますので、そういった治療ですとか避妊去勢手術ですとか、かなりのところで治療が自前でできているということで、かなりそういった部分では連携というのは、今、申し上げたような形になっているのですが、ただ一方で課題は、公務員ですので、人事異動が当然出てくるという中で、臨床経験の多い獣医師から、今2人公務員スタートの獣医師、臨床経験のない獣医師が2人いるのですが、その2人の獣医師に、技術ですとかそういった部分を継承していくことというのが、ある程度継続的に行っていかなければならないのかなと思うのですが、そういった部分が何か懸念されていく中においては、もっと広い範囲で、外部との連携というのは、考えていかなければならないとは思いますが、現時点においては、そういった人材的な部分で、比較的対応できている部分があるものですから、今、最小限と言ったらおかしいですが、そういった部分でまわっているのかなというふうに考えております。以上となります。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございました。現在、札幌市さんと旭川市さんと愛護センターを設置されているわけですが、まず参考になることが聞けて本当に助かりました。どうもありがとうございました。

それでは、この後、北海道の機関の方で、もし何かありましたらお話いただけますでしょうか。佐藤課長から何かありますか。

○食品衛生課 佐藤課長

食品衛生課の佐藤でございます。運用体制の検討ということで誠にお疲れ様でございます。今後、いろいろ皆様のご意見をお聞きしているところ、大学にもそれぞれの事情があり、ボランティアさんにも事情があるというふうなところで、なかなか落としどころを作るのは難しいかもしれませんが、皆さんで協調し合いながら、助けながらできるような、また保健所についても役割分担を見直しながら、うまく進んで行ったらいいなとは思っています。以上です。

●事務局（本間課長）

はい、どうもありがとうございました。それでは石狩振興局の工藤部長さん、何かありますか。

○石狩振興局 工藤部長

石狩振興局のくらし・子育て担当部長をしております、工藤と申します。いつもお世話になっております。これから道央地区において、先行してセンター機能が設置されるということで、石狩振興局としても、現場で対応するものとして、これから連携しながら、やらせていただければと思いますし、センター機能ができることによって、逆に安易にそういった猫ですとか犬ですとか預けられてしまう環境になる可能性があるのですが、一般の方が安易に預けられるような形にならないように、普及啓発そういったものを、やっていければというふうに考えていますので、ぜひ引き続きどうぞよろしくお願いたします。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。それでは江別保健所の富樫課長から何かございましたらお願いいたします。

○江別保健所 富樫課長

1つ、僕が考えていたことで、北海道は特に遠方とか、離れた場所にあるところとの連携とかということで、非常に苦労している部分があると思いますし、他府県に比べたら、かなり広い面積がありますし、いろんなところに人もいるし、動物もいるというところで、今、北海道DXということで力を入れてやっているところですので、動物愛護センターにおいてはそういったものも取り入れていく必要があるのではないかと考えております。例えば、資料2の譲渡のところでも、遠方からの希望者に対して、近隣のセンター等で事前面談という話が出ておりますが、こういったことは、例えばテレビ電話みたいな感じでやったらいいのではないとか、そういったところ上手く取り入れていくと、この広い範囲をカバーしなければいけないという北海道の弱い部分を補っていきけるのではないかと考えております。以上です。

●事務局（本間課長）

ありがとうございます。それでは一通り関係機関の方にお伺いをいたしました。他に何かご意見、ご質問等ありましたら、今まで説明した内容、全体通してでもかまいませんので、順次お願いしたいと思います。また最近の話題提供等もしございましたら、この機会にぜひお願いできますでしょうか。

○酪農学園大学 川添教授

とりあえず今まで普及啓発という言葉が出るのですが、本当にどこまで本気で、子犬が生まれている、子猫が生まれているというところの根絶に向けて道が動くのかというのは、一生懸命殺さないところを取組んでいっても、どんどん後から生まれてくるようでは正直仕方がないと思っています。殺処分ゼロというものを、私は心から賛成しているわけではないのですが、その部分をしっかり取組まずに、ノーキルの部分だけ一生懸命、愛護団体なんかを頼りにしながら進めていくものはいかがなものかとも同時に思いがあります。1頭1頭を保護して育てて、処置して、譲渡するというのにどれだけのエネルギーがかかるのかというのを考えたときに、もっと何かやるのが、課題があるのではないのかというのは強く感じています。今、実証事業で引取った犬について妊娠していることがわかり、本当に大変な思いをして何とかならないかっていうことで相談しても、今、他の団体さんもいっぱいいて、そういう子を引取るのは難しいという状況もあるわけですよ。また特別な例なのですが、野生のところでも自然に産まれているような犬猫に関して、そのまま猫は、TNRで比較的コントロールできるのですが、犬の方などに関してもう少ししっかりとした対策が必要なのではないのかなっていうのは、強く感じています。例えばアニマルポリスのような獣医師会と一緒に、餌やりをしている人達に対して厳しい指導ができるような条例を作る動きだとか、同時にやっぱり進めていただかないと、餌

やりさんがいる限り犬は減らないですよ。まずそういう餌やりをやっているようなその動物、余計な命と言ったら失礼ですが、産ませないようなところをきちんと強く指導していただかないと、「やめてくださいね」ではやめません。きちんと罰則が必要なのではないのかなと思いますので、そこら辺の整備というか、そちらの方も道の方で同時に、働きかけていただかないといけないのではないのかなと個人的には感じています。以上です。一生懸命取り組んでいただいているところですが、すみません。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。十分痛い意見だったと思いますが、実は道東地区のワーキンググループの中でも、そういった話がありまして、要は元から断たないと、どうしてもいつまでたってもこういった状況が続くというような話もございました。道東地区につきましては、例えば大型動物の獣医さんが多いということもあって、それは土地柄だと思いますが、そういった方が実際のところ酪農家さんに入っているということがありますので、そういった動物病院の先生方と連携しながら、餌やりとか、実際きちんと飼う形での指導等、こういったものが連携できるのではないかなというふうに思います。これはセンターができる、できないにかかわらず、動物愛護行政として重要だというふうに感じておりますので、川添先生、貴重なご意見ありがとうございます。行政だけでは全てはできませんので、そういった方々、関係機関と連携しながら、そういった指導なりとか、普及啓発を行っていきたいというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○しっぽの会 上杉代表

無責任な餌やりはもちろんだめだと思うのですが、大事なことは増やさないように不妊手術を行うことだと思います。餌を与えていても、不妊手術をし、トイレや餌の管理をしっかり行っている方もいらっしゃると思いますので、一概に餌やり禁止ということではないと思います。野犬の餌やりについては、道東方面のいくつかの野犬の状況では、酪農家さんが自宅でも外犬を飼育していて、その餌と一緒に食べていたり、他にも牛乳や餌を与えていたりしていました。触れないけれど慣れている、半分飼い犬のような状況で可愛がっている酪農家さんもいました。不妊手術の理解を求めましたが、今後地元の獣医さんや役場と捕獲をし、不妊手術後に飼い犬として飼育されることになると思います。餌を与えることを禁止しても、人情でこっそり餌を与えてしまうので、餌を与えるのだったら、責任を持って不妊手術をしましょうといった啓発運動とか、システムを作るまで踏み込んでいただきたいです。また、人がいる時には現れない警戒心の強い野犬には、食物になるようなものを外に放置しておかないとか倉庫や牛舎の戸締りを厳重に行うとか、対策を取ることが大切なので同時に指導を行っていただきたいです。

●事務局（本間課長）

どうもありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○酪農学園大学 川添教授

今、行政の方で何度か出てきました動物愛護推進員の活用に関してとても大賛成なのですが、熊本の水害が起きたときなども動物愛護推進員がものすごく活躍していただきましたし、そのモデルを参考に岡山県などでの水害のときにも動物愛護推進員が頑張ったっていうようなお話を聞いています。この動物愛護推進員、ただ講習会を受けて簡単に取れてしまって、ただ持っているよっていう方も非常にたくさんいると思いますので、その方々を対象に講習会、獣医師会主催の講習会だとか、なんかそういうものが特別なものを年に1回ぐらい、持っている方はこれできますよというか、そこに何人か獣医さんが来て、例えば、健康相談を受けることができますよみたいな何か、獣医師会や例えば大学も可能だと思いますので、連携をしながら、そういう方々を育てていく場所っていうものを一緒に考えていくことも大事なかな。大切な資源だからこそ、大変な災害が起きる前に私たちの方からお願いをしていく、関係性を作っておくというのは大事なかなと思います。ぜひご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

●事務局（本間課長）

ありがとうございます。推進員の他にボランティアの人材育成という形でも、いろんな方々と連携して、そういった活動してくれる人を何とか集めていこうというようなことも重要でないかなと思います。特に地方だと、なかなか人材が集まらないという課題もございますので、少ないところでも何とか、そういったスキルの高い方をどんどん育成していくというような体制も必要ではないかなというふうに感じております。川添先生、本当にありがとうございます。

他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。今回、道央地区、道東地区、それぞれの連携体制案という形で、地区ワーキンググループで議論した内容を事務局の方で整理させていただきましたが、センターおきましては、こういった各団体、獣医系大学、獣医師会も含めて、いろんな方々と連携しながら運営をしていきたいと考えております。ただ具体的に、細かい基準等はこれからになるかと思いますが、勘違いをしてしまうところもあるのですが、これ全てお願いするというようなことは全く考えてございませんで、皆様方の可能な限りの資源を活用させていただきながら運用していきたいと思っております。まだ実証事業は進んでいますので、いろいろと課題等を整理して、この連携体制については今後、修正等を進めていきたいと思いますが、まだ途中ですので、もしこういった連携体制について、ご意見、むしろこうした方がいいというようなご意見がありましたら、お伺いできればと思います。何かございませんでしょうか。

○酪農学園大学 川添教授

すみません。何度も申し訳ありません。資料4の一番上の図なんかで市町村と書かれていて、右下に多頭飼育、野良犬猫対策って書いてありますが、こういうものを本当に市町村が、愛護団体の力を借りながらも、自分のものとしてこれを何とかしていかなければいけないというような意識を、しっかり持っているのかというのを本当に道としては確認していただきたい。そのTNR活動にしろ、例えば、餌をやっている犬に対して、きちんと狂犬病の予防注射をしているのかとか、ただ単純にかわいがっている、餌をばらまいているというのが、それは法律的にどうなのかと。そこら辺のそういうふうに餌をあげて増やす可能性があるのであれば、きちんと飼い主の義務としてはまっとうしなければいけないはずなのです。かわいがってればいいという問題ではないのですね。まずそこからだと思うのですが、まず餌をあげて、かわいがって、捕獲して、避妊去勢してというのでもいいのですが、きちんと捕獲までやって、さらにそこで予防注射も打ってということまで、きちんとその方が考えているのか、それをきちんと市町村なんかは理解をしているのか、誰がどこで何をやっているのかとか。ただその地域のレプトスピラの問題、ノミ、ダニなんか北海道そうないのですか。ノミ、ダニの問題だとか、そこから人獣共通の感染症などもございます。そういうのを含めて、きちんと市町村が市町村としての役割もしっかりと担っていただけるよう、道としての指導も、これからは必要ではないかという気持ちがあります。ぜひそこら辺も、そこが頑張るのであれば、たぶん愛護団体さんも、「ならやりましょう」ということになると思うのですが、当事者意識がないまま愛護団体さんに電話してでは、なかなか愛護団体さんとしても苦しいものがあると思います。協力体制を敷くのであれば、まずその地域の市町村がそのことをきちんと把握しているっていうことが、ある程度前提になってくるのかなと思います。そこら辺もよろしく願いいたします。

●事務局（本間課長）

ありがとうございます。何か事務局からありますか。

●事務局（田邊主幹）

地域問題という形ではあるのですが、資料2の2枚目に書いてあるとおり、餌やりに対する指導や避妊去勢手術ができるかということについて、地域それぞれのやり方というのがあるのかなと思っております。その中でも1つのやり方として、酪農家さんにアプローチするというのが有効な方法というものもあるでしょう。市町村の取組というところもあります。今後のセンターの機能の1つとして、野良犬猫の対策について、関係する市町村に対する現状確認とか、対策意

識の高揚、またそれぞれの関係機関の中で、どういう形で連携できるのかということについて、話し合いができる場があればと考えています。

●事務局（本間課長）

川添先生、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。特にないようでしたら、今後の予定についてご説明申し上げます。先ほど資料3で、連携体制案を示させていただきましたが、これまでの皆様方のご意見を踏まえて、事務局で連携体制案を取りまとめ、第3回の検討会についてその内容を確認していただきたいと考えております。時期につきましては、実証事業が終了する10月下旬を一応今ところ考えてございます。開催日程につきましては別途改めて調整させていただきますのでよろしくお願いをいたします。最後に全体を通してもしご意見、ご質問、また何かございましたら、ご発言をお願いできますでしょうか。よろしいですか。なければ、これをもちまして第2回動物愛護管理センター運用体制検討会議を終了いたします。各出席者の皆様におかれましては、ご多忙の中、また長時間にわたりまして、ご議論いただき誠にありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願いをいたします。これをもって終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上